

土木工事施工管理基準の制定について

〔平成17年 3 月 28 日 16 農振第 2232 号
農村振興局長から各地方農政局長あて〕

一部改正	平成 18 年 3 月 30 日 17 農振第 2158 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日 18 農振第 2125 号
一部改正	平成 20 年 3 月 28 日 19 農振第 2115 号
一部改正	平成 22 年 3 月 31 日 21 農振第 2367 号
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日 22 農振第 2150 号
一部改正	平成 25 年 3 月 26 日 24 農振第 2328 号
一部改正	平成 26 年 3 月 28 日 25 農振第 2221 号
一部改正	平成 27 年 3 月 30 日 26 農振第 2126 号
一部改正	平成 29 年 3 月 30 日 28 農振第 2268 号
一部改正	平成 31 年 3 月 28 日 30 農振第 3906 号
一部改正	令和 3 年 1 月 7 日 2 農振第 2497 号
一部改正	令和 3 年 3 月 30 日 2 農振第 3740 号
最終改正	令和 6 年 3 月 22 日 5 農振第 3077 号

このことについて、別紙のとおり「土木工事施工管理基準」を制定するので、平成 17 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用されたい。

なお、「土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領の制定について」（昭和 49 年 4 月 23 日付け 49 構改 D 第 337 号（設）構造改善局長通知）は、平成 17 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

また、貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

〔編注〕本趣旨は、農林水産省農村振興局長から国土交通省北海道開発局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事、独立行政法人緑資源機構理事長あて参考送付されている。